

B 008 薬剤管理指導料

投薬又は注射に対して**薬学的管理指導を行った場合**

- | | |
|------------------|------|
| 1 特に安全管理が必要な医薬品 | 380点 |
| 2 1の患者以外に対して行う場合 | 325点 |
| 注1 週1回につき月4回を限度 | |
| 注2 麻薬管理指導加算 | 50点 |

薬剤管理指導記録に基づき

直接服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導（処方された薬剤の投与量、投与方法、投与速度、相互作用、重複投薬、配合変化、配合禁忌等に関する確認並びに患者の状態を適宜確認することによる効果、副作用等に関する状況把握を含む）を行う

医師



薬剤師



医師の同意が必要

〔指導内容・診療録記載〕

薬剤師が薬学的管理指導を実施

薬剤師が患者ごとの**薬剤管理指導記録**を作成

麻薬を管理する必要事項を記載

薬剤師は、必要に応じて指導の要点を文書で医師に提供する

- ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の服薬状況、疼痛緩和の状況等）
イ 麻薬に係る患者への指導及び患者からの相談事項
ウ その他麻薬に係る事項

留意事項

- 麻薬管理加算ア～ウの記載なし
 - ハイリスク薬による指導を算定しているが持参薬についての確認スキャンのみ（状況確認のみ）
 - 副作用の説明とあるが具体的な内容の記載なし
 - 指導内容の記載が乏しい
- ⇒指導した内容について薬剤管理指導記録として記載をお願いします

該当症例：② ③-2 ③-3 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑮ ⑰ ⑱